

## 基本計画部会第3WGの審議状況について(報告)

(第9回会合～10回会合)

## 第3ワーキンググループ中間報告（アウトプットの方向）

### 趣旨及び第3ワーキンググループの検討課題等

WG3に課せられた検討課題（体系的整備の在り方等（人口・社会統計））について、検討の背景・目的等を記述

検討に当たっての考え方・検討の進め方等を記述

### 基幹統計の候補等について

#### 1 基幹統計の候補選定における基本的な考え方

基幹統計の候補選定の考え方等について記述

#### 2 人口・社会統計における基幹統計の候補等

基幹統計の候補

- ・基幹統計の候補として、従来の指定統計から17統計を選定したほか、「現在推計人口」、「生命表」及び「社会保障給付費」について検討中。

WGの検討において特段の指摘のあった統計

- ・基幹統計になじまないと整理された統計及び従来の指定統計等のうち、一定の整理を要するとの指摘を受けた統計等について記述する予定。

### 各分野における統計整備の重点的課題

#### 1 「人口・人口動態」分野における統計整備の重点的課題

少子・高齢化の進展等に対応した統計整備

- ・住民基本台帳データ等の行政記録の活用による人口移動統計の拡充
- ・「人口動態統計」における集計の充実
- ・「住民基本台帳に基づく人口・人口動態・世帯数」の把握時期の見直し、集計の充実

「国勢調査」の改善（22年調査以降の見直しなど）

日本居住外国人に関する統計整備

- ・「人口動態統計」における外国人に関する集計の充実（特に年齢別）
- ・「登録外国人統計」及び「出入国管理統計」における集計の充実

#### 2 「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」分野における統計整備の重点的課題

少子化、ワークライフバランス等関連の統計整備

- ・女性の労働（就業、離職、就業抑制要因等）と結婚・出産・子育ての関係をより詳しく分析するための統計の整備
  - ・配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直結するデータの大規模標本による把握
- 生活行動の多様化に対応した統計整備
- ・地域社会との関わりの観点からの生活行動・生活時間の把握（「社会生活基本調査」での改善等）

家計・個人消費に関する統計の改善

- ・「家計の個計化」への対応
- ・モニター制の採用に係る検討

住宅・土地に関する統計体系の整備

- ・「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」の関係や在り方
- ・「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合の是非等
- ・ハードウェア面だけでなく、価格、購入者、経済状況等の経済・家族面の把握

### **3 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題**

働き方の多様化に対応した統計整備

- ・雇用契約期間のより詳細な把握など

労働時間の捉え方に係る改善・工夫

- ・「社会生活基本調査」の労働時間統計としての有効活用

雇用変動（雇用創出・雇用消失）の捉え方に関する統計の整備

### **4 「福祉・社会保障」分野における統計整備の重点的課題**

福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備（特に国際比較性の改善）

「国民生活基礎調査」の改善

- ・格差問題へのより適切な対応等の観点から、特に、所得票・貯蓄票について、都道府県別表章を可能となるよう改善（サンプルの拡充など）
- ・5種類の調査票間の接続・連携を強化することによるクロス分析等の充実

### **5 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題**

行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減

- ・「医療施設調査」及び「患者調査」における行政記録等の活用

医療費に関する統計の国際比較性の向上

### **6 「教育」分野における統計整備の重点的課題**

学校教育関連統計の整備

- ・校内暴力、不登校、いじめ等に係る統計における改善（客観的基準の導入、調査内容の見直しなど）
- ・「学校基本調査」等における改善（非常勤教員数の週間勤務日数別、教科別状況の把握）
- ・「学校教員統計調査」における改善（免許外教科の担当状況の把握）
- ・「学校保健統計調査」における改善（心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等の把握向上、及び健康状態調査票における記入方法の見直し）

社会教育関連統計の整備

- ・社会教育施設等の利用者サイドの情報（利用率、参加率等）の把握等

教育機能の総合的な把握

- ・社会生活や雇用・労働等と教育の関係を分析できるようにする観点からの統計整備（関連調査への教育関連項目の追加、学校教育の段階から卒業後の就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備など）
- ・学校外学習に係る実態把握（「子どもの学習費調査」への「塾への通学頻度」、「進路希望」などの項目の追加）

### **7 「安心・安全」分野における統計整備の重点的課題**

犯罪防止等の対策に資する観点からの改善

- ・「犯罪被害実態（暗数）調査」の改善（サンプル数の拡充など）

## 基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第9回）議事概要

1 日時 平成20年6月16日（月） 10:00～12:25

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者：

竹内委員長、阿藤委員（座長）、井伊委員、大久保委員、大沢委員、加藤委員、玄田委員、  
嶋崎委員、廣松委員、藤田委員

人事院、総務省（統計局、自治行政局）、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官  
貝沼総務省政策統括官、會田総務省統計審査官

4 議事次第（1）全体的検討

（人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題及び重要統計について）

（2）その他

5 議事概要

（1）「医療・健康・介護」「教育」「治安・犯罪・防災」「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題について

「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 医療問題が社会問題にもなっている中、日本の医療費推計はOECD諸国の中でも17,18位で低いと言われている。日本の国民医療費は国際比較に耐えうる統計になっていないので、国民医療費の代わりにSHAを基幹統計にすべき。なお、その際、現在、(財)医療経済研究機構が作成している統計を公的統計とするかどうかを議論するのではなく、OECDのSHA体系を基準とした統計を作成することについて議論すべき。
- ・ 基本的にはSHAを基幹統計とすべき。有用な統計であるならば、民間が作成しているというだけでなく、公的な統計に含めていくべき。
- ・ OECDの定義に合わせることは賛成であるが、限られた時間や財源の中で、現在の国民医療費の精度が低下しないことを大前提に、さらに新たな統計ができることが望ましい。
- ・ SHAの作成については、体制の整備等が必要であり、今すぐ対応できる問題ではないため、WGの取扱いとしては、やや中期的な課題として考えていくべき。
- ・ 基幹統計は、政府統計に限られているが、それ以外にも重要な統計はある。そういうも

のを統計委員会としてどう位置付けるのか検討が必要と考えている。SHAのような医療費推計を整備できるような枠組みが必要であることをWGの要望として出してほしい。

「教育」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ いじめの定義については、昨年度から主観的評価となったが、従来型の統計の方が政策的にも意味がある。学校現場における状況把握等のためには、主観的な把握が必要かもしれないが、全体的ないじめの実態の統計的な把握のためには、客観的、合理的な判断基準を設定する方がよい。不登校については、欠席日数の要件を年間 50 日以上から 30 日以上に変更されたことは問題ないと思うが、不登校のカテゴリーに入るかどうかの判断基準は検討の余地がある。

こうした不登校、校内暴力、いじめ等の問題は、この 20 年間の教育改革の度に問題とされてきたことであり、正確かつ科学的な把握は不可欠であるので、世論等に迎合するのではなく、政策的にも、実践的にも役に立ちうる判断基準の設定が重要。

- ・ 不登校、校内暴力、いじめ等の統計については、速報性の視点から、業務記録の活用も考えるべきではないか。

都道府県ごとの対応のバラツキや学校レベルの意識の違いもあり、日常の把握においてもかなりのバラツキがある。このため、日常的に業務記録を取りながら業務統計としていくことは、現実的には難しい。引き続き検討課題としたい。

- ・ 日々の業務記録のシステムティックな統計への活用として、全国的に把握する必要のある校内暴力、いじめ等については、標準的、統一的な様式を作成し、業務記録として把握していくことが重要。

現状では、統一的な様式がなく、システムティックな統計への活用は困難であるが、今後の検討課題としたい。

- ・ 地域別の潜在的教員有資格者の把握については、全国的な統計調査ではなく、都道府県や市町村において、そういった把握をして学校に提供することが重要。
- ・ 学校外学習については、国際比較を行う統計はないが、世界的には shadow education というコンセプトで、学校外における学習が教育機会の実質的な格差の重大な要因になっており、そのことが社会の格差の再生産に繋がっているという関心と報告が増えている。子どもの学習費調査に適切な項目を盛り込み、分析をして、政策や実践に役立てていくことが必要。

- ・ 教育の質や成果については、マナー・タームや学力のような客観的に把握しやすく、序列のつけやすい指標で評価する方法で、教育の成果や機能を矮小化して捉える傾向が強いと思う。仮に経済的な効用で把握するとしても、もう少し長期的な射程で考える必要があり、様々な地域の社会活動への参加や社会問題に関する興味、関心等に教育がどのような影響を及ぼしているのかといったことも含めて捉えていく必要。教育の質や成果については、どのように捉えていくのかという基本的問題も含め、広角的な把握が必要。

- ・ 雇用・労働や社会生活等と教育との関係を総合的に把握する観点から、各種関連する統計調査の中に教育に関する項目を入れることも考えるべき。これによって、かなりの分析が可能になる。

- ・ 小学校高学年からのパネル調査について、厚生労働省の21世紀出生児縦断調査の対象者が本年4月から小学校に入ることになる。調査の目的や観点は少し違うが、ある程度は代替の可能性があるのでないか。

学校教育の政策への活用は、さらに5~10年先になる。イギリス、オランダ等では実施されており、日本においても中長期的な政策上必要と考えるのであれば、適切な体制を整え、パネル調査を企画・実施する時期に来ているのではないか。

- ・ 再就職のために教育訓練がどのような役割を果たしているのか。無業者や非正規労働者の能力開発のデータが不足しているという指摘もある。
- ・ 学校教育の段階から卒業後の就業活動までの、とりわけ無業者等になりやすい人たちのライフコースを的確に捉える視点からの統計調査の検討が必要。
- ・ 教育と社会的意義の分析のため、子どもの学習費調査において、学校外学習の活動実態と進路希望の項目の充実が望まれる。
- ・ 義務教育費国庫負担金が総額裁量制になったことによって、教員の人件費を常勤から非常勤に振替えることが可能となり、非常勤教員が増加している。常勤教員の割合の低下により膨大な教育活動を支えることが難しくなっている。週当たり勤務日数、教科別の非常勤の人数だけでも把握することが必要。
- ・ 免許外教科担当状況については、地方の小規模学校ほどその傾向が強い。アメリカでは3割超が教科外担任で、そのことがクオリティの低下に繋がっているとの議論から連邦政府レベルの問題となり、3年に1回大規模に実態把握をしている。作業はそれほど大変ではないと思うので、把握する必要があるのではないか。

非常勤の勤務実態は多様であり、調査する上での定義の設定等の問題があり、項目を追加することは簡単ではない。今後の検討課題としては認識。

- ・ 起床・就寝時間、食事、出席状況については、子どもの健康を考える上で重要な項目である。喘息が増加しているとのデータもあり、これとのクロス分析ができれば望ましい。また、ある研究報告において、心の問題、アレルギー、アトピー、花粉症等の項目追加の指摘もある。学校保健調査は、サンプル数も多く、学校医等が診断していることから精度も高く、研究者としては非常にメリットがある。地域と疾病、アレルギー性疾患と栄養状況等のクロス分析が可能となれば研究者にとっても非常に有用なデータとなる。

アトピー等のある程度の項目は既に追加されている。喘息の地域分析については、過去に研究者による調査研究があるが、はっきりした研究成果が出ておらず研究者も苦労している。学校保健調査の中で分析を充実させるのか、研究者にデータを活用してもらう方向にするのかについては、ご指摘を踏まえ検討したい。

- ・ 国の調査は行政上の必要性もあるが、政策形成、実践の改善の目的もあることを考えると、如何に有効活用するかということがクリティカルである。
- ・ 心の病については、学校保健調査の過去の統計審議会の答申の中でも、今後の課題として取り上げている。本調査は健康診断に基づく報告であり、健康状態については、学年単

位で集計した形で報告されている。報告方法については、健康診断の原票を報告できるようにするなど改善の余地がある。

・ 学校基本調査、学校教員統計調査、学校保健統計調査の3つの指定統計調査については、政府統計共同利用システムを利用してオンライン化すれば、教員の負担軽減にもなるのではないか。

「治安・犯罪・防災」分野における統計整備の重点的課題について、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 犯罪加害者の自己申告調査については、法務省が直接実施することは難しいが、科学警察研究所等の研究機関において、匿名性を十分担保した上で、一定規模のサンプル調査を実施するのであれば問題ないのではないか。
- ・ 犯罪加害者の自己申告調査については、統計調査としては大変難しい。行政機関でない所で実施するのが望ましいが、統計委員会としては強制できないので、問題提起としてはあり得るが、実現可能性としては難しい。
- ・ 犯罪被害の暗数の把握としては、現状は必ずしも十分ではない。暗数の把握というニュアンスで、統計調査としてではなくても、情報の収集が必要ということの問題提起はあり得るのではないか。

「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 就業形態の多様化に関する総合実態調査のように、正規労働者と非正規労働者が比較でき、全体像が把握できる統計調査の充実が望まれる。
- ・ 労働法制改正により有期雇用契約期間が従来の1年から3年(場合によっては5年)まで延長が可能となったことなどを踏まえ、雇用契約期間に関する調査項目の見直しが必須である。労働力調査では既に検討が行われていると聞いているが、労働力調査に限らず広く検討すべき。
- ・ 親の就業や収入の状況と子どもの関係の把握も必要になってきている。
- ・ 能力開発や自己啓発に関する政府としての統計はあるのか。また、正社員と非正社員の比較ができる形で把握が必要。

過去に実施した非正規労働者に関する調査において、教育訓練等の事項をいくつか把握しているものがある。後日、データを提供する。

- ・ パートタイム労働者については、世帯に対する調査と事業所に対する調査で捉え方が異なるが、それぞれ一長一短がある。統一すべき問題ということではなく、今のような多様な把握の仕方が重要であるとともに、統計の継続性の観点から安易に変更しないことも重要な論点である。
- ・ 事業所に対する調査では、主として賃金台帳に基づいて調査票を作成しており、「職場の

呼称」で把握することは困難。

- ・ 国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与実態調査、民間給与実態統計の統合については、統計調査としての統合ではなく、統計結果が同時に見られることが利用者にとって望ましいという意味での指摘である。
- ・ 一般的な感覚としては、何故公務員に関する統計だけが基幹統計的にならなくてはいけないのかについて、分かりやすい説明が必要。また、民間給与実態調査については、賃金構造基本統計調査という大規模な統計調査があるが、これだけでは把握しきれないことをもう少し明確にし、重複しているのではないかとの懸念を持たれないような説明も必要。
- ・ 船員労働統計などの特定の分野、業種の統計について基幹統計にする場合、何故重点的な予算を投じる必要があり、基幹統計にするのかの説明を意識する必要。
- ・ 船員労働統計については、行政記録の活用や社会的ニーズも踏まえた上で、WGでどう判断するか議論すべき。

～ の議論を踏まえ、阿藤座長から各分野における統計整備の重点的課題について、課題ごとに、本WGとしての整理の方向が提案され、了承された。

なお、「医療・健康・介護」「労働・雇用」の一部事項については、次回再度検討することとされた。また、前回のWGで議論された点について、以下のような意見があった。

- ・ 基幹統計として国民生活基礎調査を位置付けるのであれば、サンプリングの手法はかなり根本的な問題である。現在のサンプリング手法は、出現率の低い類型の世帯を把握するために有効であると認められているということであるが、他の調査とのデータの乖離の指摘もあり、再度サンプリングの問題を議論する必要があるのではないか。

## (2) 人口・社会統計における重要統計について

人口・社会統計の重要統計については、次回再度検討することとされた。

## (3) その他

次回の会合は、6月30日(月)の10:00から開催することとなった。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >



## 基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第10回）議事概要

1 日時 平成20年6月30日（月） 10:00～12:40

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者：

阿藤委員（座長）、大久保委員、加藤委員、玄田委員、廣松委員、藤田委員  
人事院、総務省（統計局、自治行政局）、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官  
會田総務省統計審査官

4 議事次第（1）とりまとめ検討

（人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題及び重要統計について）

（2）その他

5 議事概要

（1）人口・社会統計における重要統計について

人口・社会統計における重要統計について、事務局から資料2及び参考2等の説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

### 《人口・人口動態分野》

- ・ 将来推計人口が基幹統計に馴染むかどうかについては、統計の根本的意味を問う大事な問題であり、親委員会で議論、決定するのが筋と理解。
- ・ 将来推計値と将来推計人口とは分けて考えるべきであり、将来推計値は親委員会で議論すべきだが、将来推計人口は本WGで議論して、親委員会に報告すればよいのではないか。
- ・ 加工統計を基幹統計化するメリットは、どのような作成の仕方をしているかオープンにすることにより、色々な人からの意見が入ってくる可能性が高まることにある。
- ・ 将来推計人口に関しては、厚生労働省の社会保障審議会人口部会において専門家が審議し、合意されたものを公表している。これを再度、統計委員会で審議するとすれば、手続き的にも問題がある。
- ・ 将来推計人口については、統計として考えていかなければならない面もあるが、研究分野の一つでもある。推計方法が研究者によって色々ある中で、基幹統計として国が一つの方法を示すことの弊害も考えなくてはいけない。
- ・ 将来推計人口の場合には、前提条件を変えることによって、推計値も変わってくるものである。統計法でいう統計が真実を示すということであるならば、将来推計人口はこれと

は性格を異にするものであり、基幹統計とするのは難しいという印象もある。

- ・ 現在推計人口を基幹統計の候補として、在留外国人統計や出入国管理統計は、現在推計人口を作成するための元データと位置付け、関連性を明確にすることが適当ではないか。
- ・ 生命表は、人口分野だけでなく、医療・介護・健康分野の生活指標として国際的にも非常に重要な加工統計であり、かつ、推計方法も決まっているので、基幹統計の候補にしてもよいのではないか。
- ・ 完全生命表は基幹統計の候補とし、簡易生命表はこれに準ずるものという整理もあるのではないか。
- ・ 出生動向基本調査は、現在、非常に注目されている人口減少の要因である婚姻、出産等を把握する重要なものである。現状はサンプル数が少ないが、重要な統計として拡充の必要性があるのではないか。
- ・ 将来推計人口については、本日の議論を踏まえ、本WGとしては、基幹統計の候補又は、これに準ずるものとするについては、否定的であったと報告することとする  
また、現在推計人口及び生命表については、一応基幹統計の候補としておくこととする。

#### 《家族・暮らし・居住・余暇・レジャー分野》

- ・ 21世紀出生児縦断調査等の三つパネルの調査については、重要性は誰もが認めるが、同一の客体に長年報告義務を課すことの不適切さや標本数が毎年減少していく性格の調査であることから、基幹統計にすることについては躊躇している。
- ・ パネル調査については、政策的には必要かつ重要な調査であり、サンプル数を確保することも必要であるが、基幹統計には馴染まないのではないか。
- ・ パネル調査実施の最初の段階で、調査の協力を得る際に、不都合が生じたら、いつ辞退しても良いというインフォームド・コンセントが取られていれば、途中から基幹統計調査にして強制的に報告させることは、矛盾があり問題が生じるのではないか。
- ・ 家計調査について、WG 2においてQE推計の改善に際して、将来的には家計調査のウエイトを減らし、むしろ家計消費状況調査を充実すべきとの議論がある。全国消費実態調査及び家計消費状況調査を含め、コスト・ベネフィットを考慮し、将来の消費統計の在り方を考えられないか。

SNAの民間消費支出の推計には、供給サイドのデータが主として使われ、需要サイドの状況を把握する家計調査のウエイトが下がっている現状は認めざるを得ない。しかし、報告負担も以前に比べ軽減されてきており、コスト・ベネフィットの面では、報告者の方々の協力によって、極めて少ないコストで把握できている。一方、WG 3の立場からの「家計簿方式」をどうするかが最大の問題である。「家計の個計化」が進んでいると言われる中で、個人単位の収支は必ずしも十分把握されていないという批判もある。従って、家計調査、全国消費実態調査について、将来的には抜本的な見直しの時期が来ると思うが、少なくとも今回の基本計画の中では、この2調査については、「家計の個計化」に係る指摘をするにしても、位置付け自体は変わらないのではないか。

- ・ 家計調査については、調査のやり方は考えていかなければいけないと思うが、将来、ウエイトが小さくなるからといって、基幹統計からはずすことは納得がいかない。

- ・ 家計調査は、格差の問題を考える際に重要な指標の一つである。家計簿方式であるからこそ重要な情報が取れている。家計簿方式をなくすと情報の信頼性が一挙に低下するのではないか。
- ・ パネル調査については、意見を踏まえ、本WGとしては、基幹統計の候補に準ずるものから除くこととする。
- ・ 需要サイドの家計調査及び全国消費実態調査の重要性は変わらないことが総意であり、基幹統計の候補として残すこととする。

#### 《労働・雇用分野》

- ・ 雇用動向調査については、事業所サイドからの唯一の雇用変動に関する調査である。雇用の変動を労働需要側から見ることは、基幹統計の一つの判断基準である国際比較の観点からも極めて重要である。OECDのエンプロイメント・アウトルックの中で、事業所の中からどれだけ雇用機会が生まれ、減ってきているのかを捕まえるのに雇用動向調査が使われている。また、事業所の改廃が雇用変動に大きな影響を与えている可能性に関する研究もある。ただし、1万数千程度のサンプル数をどう評価するかは、意見の分かれるところ。
- ・ 現状の雇用動向調査をそのまま基幹統計にするのは若干違和感がある。発展的に倒産等の改廃を含めて整備するのであれば、将来的に雇用動向調査が基幹統計になり得るということではないか。
- ・ 国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与実態調査、民間給与実態統計については、目的、調査方法、規模等がそれぞれ違う。統計調査としての統合ではなく、統計結果が同時に見られることが利用者にとって望ましいという意味で指摘したが、現実的に今すぐの対応は、難しいだろうと判断する。
- ・ 基幹統計の基準としては、ある程度の標本数を有することが一つの判断基準と思うが、それに加えて、特定の層、特定の対象を基幹統計にする場合には、理由を明確にする必要がある。
- ・ 地方公務員給与実態調査は、悉皆調査で、地方公共団体に報告義務を課し調査を実施。国とは別人格の法人であるため、国と地方との権限・責任の明確化や地方分権の観点からも引き続き、法令上明確に報告義務を課す必要があり、基幹統計とすべき。また、第1WGにおいても、財政支出の基礎になることが基幹統計の基準の一つとの議論もあるが、本統計の結果は地方財政計画の策定、地方交付税の算定といった公的支出の基礎資料としても利用。
- ・ 国家公務員給与等実態調査については、調査の内容や対象、調査結果の性格の違い等から、他の2調査が基幹統計とされても横並び的に基幹統計とする必要はないのではないか。本調査は、非現業の一般公務員に限って、国の機関を対象に実施するもので、部内的な調査という面からも基幹統計にはなじまない。
- ・ 民間給与実態調査は、昭和29年から指定統計調査として実施。税務統計の多くは、税務申告から統計を作成しているが、本調査は、唯一税務申告から把握できないサラリーマンに関する統計調査であることから、指定統計調査となった経緯がある。また、国家財政との関係では、税収見積もりや税制改正の資料作成の基となるもの。標本数も少なく、回収

率も若干低下しており、基幹統計に固執するスタンスではないが、調査内容を変更する意向はない。仮に、基幹統計になれなくても、それに準ずる重要統計であることのメンションは必要。

- ・ 基幹統計については、重要な統計であるが、基幹統計にしなければ調査が困難であることの明確な理由があるか、政策の立案・遂行・評価に際して、直接的に重要であることの明確な理由があるかどうか判断の基準となり得るのではないかと。こうした基準が妥当であれば、最終的に統計委員会で十分審議して決めれば良いのではないかと。
- ・ 基幹統計の一つの判断基準として、統計調査の経費に対してどの程度有効利用されているかがあるのではないかと。
- ・ 今回の統計法の一つの主眼は、統計の使い勝手を良くすることである。給与という名の調査が、各役所で違う形で行われているが、互いに歩み寄らないと分散型の弊害が克服されない。WGとしては何らかの道筋をつけることが必要。
- ・ 法的な位置付けが異なるため、船員労働統計を統計調査として賃金構造基本調査の中に入れることは難しいが、統計として賃金構造基本統計の中に入れることはあり得る。
- ・ 船員労働統計については、毎月勤労統計の対象からは除かれており、全体像を把握する上では必要であるが、それだけでなく基幹統計調査でなければ調査が極めて困難であることの明確な理由が必要。
- ・ 基幹統計にして報告義務を課すことで回収率を上げることができるという理由だけでは、あらゆる調査に当てはまることとなり納得できない。むしろ、他の統計と整合的になることが重要であるから基幹統計にするという議論ではないのか。
- ・ 船員労働統計が必要な統計であることは理解するが、基幹統計という文言を考えた場合には本統計が基幹統計としてふさわしいのか理解しきれない。
- ・ 国の出先機関の整理・統合が議論されており、船員労働統計に関しては、調査の系統をどうしていくかも併せて考える必要。
- ・ 給与関係の3統計及び船員労働統計については、事前に事務局及び調査実施部局において調整の上、次回報告することとなった。

#### 《福祉・社会保障分野》

- ・ 社会保障給付費を基幹統計にする場合には、国際比較性の向上の観点からSNAとの連携が重要であること及び人員、予算面の充実の必要性について報告に盛り込む必要がある。また、国民生活基礎調査については、サンプル数の拡充等の改善についても言及すべき。
- ・ 所得再分配調査については、国民生活基礎調査の一部サンプルを対象とする後続調査である。こうした後続調査を独立した基幹統計に位置付けるかどうかについては検討が必要。
- ・ 国民生活基礎調査のサンプルが拡大すれば、所得再分配調査にも影響を与える構造となっている。所得再分配調査については、今の状況で直ちに拡大する必要はないが、将来的に基幹統計化する可能性は含み得ることの言及はあってもよいのではないかと。
- ・ 社会保障給付費については、本WGにおいて、社会保障全体を把握できる統計が必要であり、SNAやOECDの社会支出なども踏まえた検討を行い、より良い社会保障統計を整備すべきとの議論があったと認識。省としても相応の検討を行った後、別途審議いただき、基

幹統計としてふさわしいものとされた場合に基幹統計として位置付けられるものと考えている。また、所得再分配調査については、国民生活基礎調査とリンケージさせて現金給付を含めた所得再分配の状況を全国規模で把握するという目的を基本として設計されているため、小規模であり、他の基幹統計の候補と比較しても、馴染まないのではないかと考えている。

#### 《医療・健康・介護分野》

- ・ 社会医療診療行為別調査については、データ数が多く、傷病等の項目があり、利用の面では、介護給付費実態調査よりも基幹統計の候補としての優先度は高い。衛生行政報告例は、地方自治体からの情報収集に特段の問題はなく、あえて基幹統計の候補にする必要はない。医師・歯科医師・薬剤師調査は、医師法等で法的に届出義務を課していること及び、特定の職種に限定していることを考えれば、候補からは落としてもよい。国民健康・栄養調査は重要な統計ではあるが、サンプル数が小さく、基幹統計にする必要はないのではないかと。介護サービス施設・事業所調査は、客体数もそれほど多くなく、介護サービスに限定されているので、基幹統計に馴染まない。
- ・ 介護サービス施設・事業所調査は、介護が今後重要となるので、基幹統計にしておくべき。介護給付費実態調査についてもセットとして基幹統計にすることはあり得る。
- ・ 介護については、医療費と同じようにマクロで捉える統計の整備について考えるべきではないか。  
介護給付費実態調査は、全数であり、給付費全体を捉えられる。
- ・ 教育、医療、福祉・介護分野は、今後の公的資金投入の中心分野であるという面もあるので、施設面の統計は基幹統計として、政策の立案、分析が可能なものにしておく必要。
- ・ 全体として何を基準として基幹統計にするのか、今後重要な政策分野だから基幹統計にしておくと言うだけでは、説明としては弱い気がする。
- ・ 介護等の関係統計については、事前に事務局及び調査実施部局において調整の上、次回報告することとなった。
- ・ 医療経済学の分野では SHA の要望が高い。国民医療費は、SHA との関係の中で次回整理すべき。

#### 《教育分野》

- ・ 教育分野の基幹統計の候補については、特に異議はないが、学校保健統計については、クロス分析が可能となる等の改善が必要。
- ・ 学校基本調査、学校教員調査及び学校保健統計については、業務報告に近い実態となっている。今後、政府共同利用型システムによるオンライン化が進むと考えられるが、それと併せて調査系統の整理の検討も中長期的には必要ではないか。
- ・ 学校基本調査と学校教員調査は、調査系統（各都道府県の首長部局か教育委員会）、対象等が違い系統の統一は難しく、むしろ、個票データで分析できるようにして、利用面での向上を図ることが望ましいのではないかと。

## (2) 人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題について

人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題について、前回議論で残った「労働・雇用」の分野を中心に、資料1等に基づき意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 現状としては、まず、社会生活基本調査を労働時間統計としてより有効に活用できる環境を整備すべき。この調査は、生活時間帯を細かく記載している、通勤時間なども考慮されている、曜日ごとに把握しているため、土日を含む休日の状況も把握可能など、労働時間統計として多くの利点がある。ただし、労働時間の評価は、時間そのものの状況と並び、所得や健康状態との関連が重要。具体的には、世帯の年収のみならず個人の年収、通院のみならず健康状況などを新規項目とすることを検討すべき。また、労働時間は、一時的な長短だけでなく、むしろどの程度慢性化・恒常化しているかの把握が重要。労働時間の恒常性については、社会生活基本調査では限界があり、むしろ同一世帯の1年後の労働時間も把握できる労働力調査を活用することで、同一個人の労働時間の恒常性などを把握することを検討すべき。
- ・ 労働・雇用分野の統計は、雇用等の水準、状態を把握するものが殆どであるが、制度面の状況把握についても重要なテーマということが問題提起である。
- ・ 「治安・犯罪・防災」分野については、ポジティブな意味を強調し、「安心・安全」と表現を改めてはどうか。

## (3) WG3 報告書骨子(素案)について

WG3 報告書骨子(素案)について、事務局から資料3に基づき説明が行われた後、概ね本骨子(素案)のとおり了承され、今回は、これを基に作成する報告書案に基づいて、残された論点も含め検討することとされた。

## (4) その他

次回の会合は、7月14日(月)の10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>